

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年2月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

消費税のインボイス制度の見直しによる対応

1. 消費税のあらまし

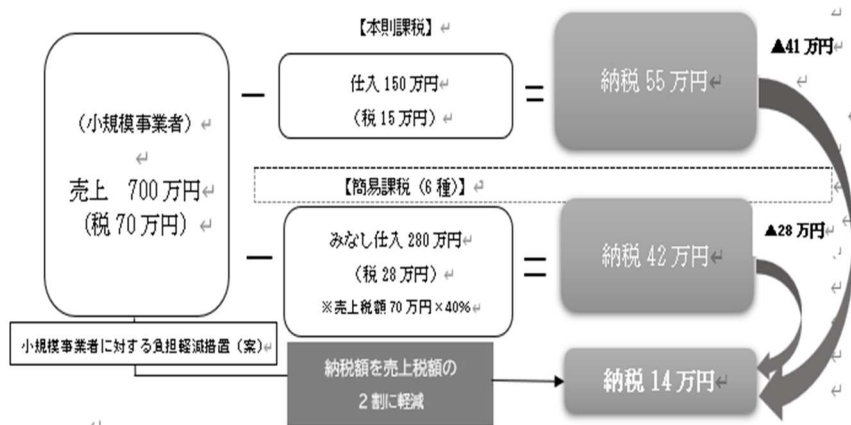
貸店舗・貸倉庫・駐車場等の不動産賃貸業や商品販売、役務を提供している課税売上が1,000万円を超える事業者は、原則として受け取った売上げに係る消費税から、仕入れや経費を支払う際に係る消費税を控除（仕入税額控除）した金額を納付しなければなりません。消費税の納税義務者は、消費税の記帳と請求書や領収書の保存をきちんと行わなければ、この消費税の仕入税額控除を受けることはできません。

2. 消費税のインボイス制度の手続きが緩和

令和5年10月1日からこの仕入税額控除をするためには、仕入先から受領する請求書や領収書などに、その事業者が国税庁から付された登録番号が記載されていなければなりません。この登録番号等が記載された請求書や領収書のことを適格請求書（インボイス）といいます。令和5年10月1日からインボイスを発行する適格請求書発行事業者になるためには、令和5年3月末までに事業者が税務署に登録申請をしなければなりません。改正案により、困難な事情がなくとも令和5年4月以降においても登録申請を可能とする対応が行われることとなります。ただ、登録申請後すぐにインボイスが発行されるわけではなく、2週間ほどの期間を要するため、必ず9月15日までに手続きして下さい。

3. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（80%控除）の創設

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合（免税事業者が課税事業者を選択した場合）には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とされることとなり、納付税額を課税標準額の2割とすることができます。



4. 簡易課税制度の適用の時期

上記3の適用を受けた適格請求書発行事業者が、適用を受けた期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所管する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。なお、上記3の制度を適用していても大きな仕入れをした場合や赤字となったときは消費税の還付を受けることができますが、簡易課税制度を適用していた場合は消費税の還付を受けることができない点にご注意下さい。

5. 中小企業者に対する仕入税額控除の経過措置

インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小企業者の実務に配慮し、基準期間（前々年等）における課税売上が1億円以下である事業者等については、令和5年10月1日から令和11年9月30日まで間（施行から6年間）に、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくとも一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除をすることができます。課税売上が1億円以上ある事業者は1割に満たないとされており、ほとんどの事業者がこの特例を適用することができるでしょう。

6. 少額な返還に係るインボイスの交付義務の見直し

振込手数料等の値引きを行った際の返還インボイス交付の事務負担が煩雑であるため、その事務負担を軽減する観点から、対価の返還の金額が1万円未満（少額な値引き）である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されることとなるため、インボイスがなくても仕入税額控除をすることができます。

7. まとめ

免税事業者のまましているのが、一番手数がかからず有利ですが、諸般の事情により免税事業者から課税事業者になることも考えられます。また、その場合80%控除を適用するかどうかは複雑な判断となります。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。